

令和2年度第8回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和3年1月22日(金) 10時開会 11時20分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 19名／21名（出席者は別紙名簿のとおり）

(2) 鳥取県経営支援課
米子市農業委員会
農業会議

倉益、漆原、山根、岡田、中嶋

発言者等	議 事 要 旨
1 開 会 事務局 (倉益)	<p>(午前10時) 定刻になりましたので、ただ今より令和2年度第8回常設審議委員会を開会いたします。 まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。 本日の常設審議委員の出席は、別紙名簿のとおり21名中、19名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しており、本委員会が成立することをご報告いたします。 それでは、小林会長に挨拶をお願いします。</p>
2 挨 拶 小林会長	<p>(要旨) おはようございます。本日、第8回常設審議員会を開催致しました所、関係各位にはご多用のところ出席を頂き厚く御礼を申し上げます。 年頭に当たり、出席された委員の皆さんのご健勝、ご多幸をお祈りいたします。 さて、連日、新聞、テレビで報道されておりますのが新型コロナウイルスの感染拡大のニュースであります。感染拡大防止対策の中で11都府県で緊急事態宣言が発令されておりますが、感染拡大に歯止めがかからない状況であります。これにより、組織運営並びに経済、生活に多大な影響を与えていることは言うまでもありません。 1日も早い終息を願うものであります。 また、大雪による農業関連の被害ですが、昨年末から年明けにかけての被害ですが、本県では特にビニールハウスを中心に被害額が2億2千5百万円に上ったと発表がありました。県も雪害復旧のための予算決定もされておりますが、農家が安定した持続可能な農業ができるよう、関係組織が一丸となって取り組んで行かなければなりません。 また、農業委員会法改正5年後の検証の重要な年となります。令和の農地改革を実施しようと農業委員会制度が規制改革推進会議でや国家戦略特区諮問会議で検討されており、一般企業の農地取得、また、農業委員会のあり方を抜本的に改め、より自由な活用を可能との検討であります。国家戦略特区の件で、兵庫県養父市で実施している一般企業の農地取得については見送りになろうとしていますが、これは一定期間延長した上で特例の必要性や問題点を全国調査する方向に検討されています。なお、本日の新聞を見ますと、この</p>

	<p>特例期間を2年延長し、全国展開するものではないということになったと新聞報道でなされております。また、農地法3条許可の件でありますけれども、許可業務を市町村への移管し全国展開すべしということ、常滑市で特区展開しておりますが、メリットとして3条許可手続きの日数が5日間の短縮されたという、スポット的な見方でこれも全国展開すべしという意見が出ておるようでございます。しかし、地域、農地、農業者に精通する農業委員会による審査という重要なプロセスを犠牲にするものであり、許可権者が市町村の首長であったら、許可後にトラブルが発生した場合、地域をまとめることができるのかどうか、課題は残るわけであります。また、農地法の許可事務と最適化業務は一体的なものであり、農地パトロール、農地集積、集約化活動の元となって3条許可が為されているということは言うまでもありません。また、営農型太陽光発電設備であります。再生エネルギーの活用促進に向けた農地の活用についても検討されております。農業と両立して容易に利用できる土地の利用について、農地規制によって過剰、不合理に妨げられているのではないかと議論されており、営農型太陽光発電について、農業用施設と同様に転用許可できるようにして、反収や期間制限は避けるべきではないかということで規制緩和・改正が検討されておるようであります。また、もう一点は再生困難な荒廃農地は自動的に非農地とする仕組みを設けたらいかがなものかというような課題も検討されているようでございます。</p> <p>昨年は新型コロナウイルス感染拡大のために、全国農業委員会会長大会並びに代表者集会が中止となりました。国会議員への要請活動もままならず、現場の実情を理解してもらえないという状況にあります。本日ご出席の皆さんをはじめ、関係各位のご指導、ご協力、ご支援を賜わりながら取り組まなければと考えております。どうかよろしくお願ひいたします。</p> <p>さて、本日の常設審議委員会は、報告事項1件、審議案件1件とそのほか情報提供ということで進めさせていただきたいと思ひます。皆様には十分な審議をお願ひし開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>事務局 (倉益)</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。</p>
<p>3 議事録署名人の選任 小林議長</p>	<p>それでは議事に入らせていただきます。 議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。 (異議なし) それでは、足立委員(境港市農業委員会会長)、浅井委員(若桜町農業委員会会長)の両名を指名いたします。</p>
<p>4 報告事項 小林議長</p>	<p>日程に基づき、報告事項です。 (1) 先月の農地転用許可状況について、報告願ひます。</p>

<p>県経営支援課 ()</p> <p>小林議長</p>	<p>()が資料1により説明)</p> <p>皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。 ご質問、意見がございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>5 議 事 小林議長</p> <p>事務局 (倉益)</p> <p>米子市農委 事務局 ()</p>	<p>議事に入ります。 議案第1号を説明下さい。</p> <p>(常設審議委員会について、規程を説明) それでは、今月の農地法第4条、第5条の規定に基づく県全体の 一覧表を説明いたします。(一覧表を説明) 今月は、第5条案件で1件、米子市農業委員会からの意見聴取が ございますので農業委員会から説明いただきます。なお、本案件は、 5, 000㎡を越えておりますので、説明の後、現地調査の報告 をいただきたいと思ひます。 それでは、米子市農業委員会事務局から説明願ひます。</p> <p>(米子市農業委員会が資料に基づき説明) 米子市農業委員会事務局で農地転用を担当しております()と申し ます。よろしく願ひいたします。 それでは、本件について、2ページと3ページからなる30aを超 える事案説明資料を基にしまして順に説明いたします。 初めに、土地の所在地等ですが、()合 計18,390.22㎡となります。 4ページの位置図と5ページの間接図を願ひします。1の申請地 は() ()に願ひします。 2の現在の営農状況ですが、5ページの間接図を願ひします。周 辺は、昭和40年代に圃場整備されまして、緑色で塗りつぶされてお ります農振農用地区域と、申請地の下側(西側)の白地農地とつなが っている一団農地でしたが、() () () 3の転用事業者ですが、() () ()会社です。 4の転用目的ですが、申請地を物流センターに転用しようとするも のです。必要性ですが、5ページの間接図をご覧ください。() () 近年の物流業はネット流通などの生活様式の変化による、輸送の多頻 度化等に伴ひまして、現物流センターの対応できる物量にも限界が生 じている状況とのことです。これに対応するために、同等規模の倉庫</p>

を設置し、山陰での新たな拠点としたいとの意向です。

続きまして、5の立地基準について、農地区分ですが、集団農地で、第1種農地に該当します。許可根拠については、農地法施行規則第35条第4項により、1種農地であっても国道や県道沿いの流通業務施設への転用は不許可の例外に該当します。

営農条件ですが、7ページをお願いします。隣接の市道拡幅や、周辺の農道と水路等の改修と付け替えを予定しておりまして、土地改良区とも協議済です。また、周辺農家の同意も得ており、周辺農地の営農への影響は小さいと考えております。2ページに戻りまして、代替地等、土地の選定理由ですが、現物流センターの近隣地で検討したところ、このたびの申請地が現物流センターから約1.2kmの距離にあり連携がしやすいこと、国道431号線沿いであるため10tトラックの出入りが容易な場所であること、またICとの接続も良く、境港市にある鳥取営業所と交通導線が1本でつながることから当該申請地が適当であったため、選定されたものです。

6の一般基準について、他法令の許認可についてですが、農振農用地に該当するため、令和2年11月12日付けで、県より農振除外の事前協議の同意を得ております。その他、他法令の状況については記載のとおりです。なお、事務局でも埋蔵文化財保護の試掘について該当がないか米子市文化振興課へ確認しましたところ不要とのことでした。

続いて、規模の妥当性ですが、6ページの計画配置図をお願いします。物量が最低700t、繁忙期には1,900t程度が見込まれるため、これに対応する倉庫が必要であること、10tトラック40台、4tトラック34台、その他車両が安全に敷地内を通行できるスペースを確保することが必要なことから、ご覧のと通りの配置について、妥当な転用規模と判断しております。

被害防除計画等ですが、最低30cm、最高130cmの盛土造成を行います。3ページのほうは、盛土が最低86cmとありまして、お手数ですが、30cmに修正をお願いいたします。6ページの計画配置図に戻りまして、隣接境界には、L字擁壁80cmから200cmを敷設します。雨水排水ほか、処理排水等も図面下方向（西側）の既設排水路へ流下する計画としております。

土地改良区の意見書、実行組合の排水同意、隣接農地の耕作者の同意を確認しております。

3ページに戻りまして、資金調達ですが、

最後に7の農業公共投資につきましては、昭和44年から50年に県営ほ場整備事業を行っております。

以上、物流センターを目的とした農地転用について説明を終わります。よろしく申し上げます。

小林議長

説明が終わりました。

それではここで、現地調査の報告をお願いします。

日吉津村齋下委員にお願いします。

齋下委員

それでは現地調査の報告をさせていただきます。

まず、最初に開催日時ですが、1月12日9時30分から説明1時間、現地で30分で11時ごろ終了いたしました。出席者ですが、米子市農業委員会から、

事業内容を聞きその後、現地調査を実施しました。
今回の転用の事案については、私の方から2, 3申し上げて報告に代えさせていただきたいと思えます。

先ず、最初の場所については、

ただ、良いと言っても、現地が集団農地、第一種農地ということで、クリアしなければいけない条件があります。農振法、都市計画法の開発行為、道路法、その他、土壌汚染防止法、景観法等々ありますが、すべて事前協議済みということで調整がなされております。許可基準からして問題はないと考えております。もう一つ、周辺農地への影響ですが、道路の付け替え等も配慮され、地元の実行組合、土地改良区の同意もとっており、営農に問題はないと思っております。以上のことから、問題ない、妥当であると判断致しました。以上です。

小林議長

説明、現地調査の報告が終わりました。
委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。

中村委員

確認させて下さい。まず、位置ですが、
、団地としてはど真ん中になるわけです。営農サイドから見た時に、転用検討の際、もう少し団地の隅に寄せるとか、ここに決まるまでの検討はされましたかということを確認したい。それから、もう一つ。6ページの平面図を見ると、分離槽を設けて、既存水路に放流するというのですが、油の流出等があった時に、万が一のために、こういうことがあってはならないのですが、排水路がこういう状況になっているから営農に問題ないんだということの説明をお願いします。

米子市農委
事務局

失礼します。まずは、代替地の検討についてですが、農振農用地の中央ですが、農振白地のところは面積が不足して候補から外れましたのと、その他、候補地として全部で5カ所検討されております。具体的には、

、4カ所で、地権者との交渉が不調に終わったとか、トラックの出入りが難しいとか、検討された中で今回の申請地となりました。

もう一点、排水路ですが、8ページをお願いします。排水経路は図面のとおりでございます。住宅地の方へ排水が流れるようになっております。

小林議長

排水については、オイルが流れ出た際の対策ということで回答をして下さい。油水分離槽についての説明がなかったので。

米子市農委
事務局

油水分離槽について、構造図を業者からいただいております。ここできちんと分離して言うことで、排水路に油分が流れないようにと確認を取っております。

小林議長

分離槽の構造、方法とか、断面図でもあったらすぐ分かるんです

が。やはり、運送業者ですとそこでオイルが流れるとかの確率が高いので、対策が十分に取られているかということで、質問があったと私は理解しているが、いかがですか。

恩田副会長

分離槽の説明をください。

米子市農委
事務局

分離槽の大きさですが、図面をお持ちします。
(図面を議長席の方へ持参しようとして移動)

山脇副会長

コピーして皆さんに配るように。

小林議長

そういたしますと、コピーしている間、その他の質問等をお受けしたいと思えます。コピー配布後、その説明をしてもらいます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

小林議長

それでは、その他、質問・意見はございませんか。

山本委員

5ページの間図に、青い線が入っていますが、これは何を意味するのでしょうか。8ページの用排水経路図とは違うと思えますが。また、8ページで用排水経路がよく分からない。用水路と排水路はセットではないかと思えますが、この図ではよく分からないので、説明願います。

米子市農委
事務局

5ページの青い線は字界になります。地区区分です。用水路ではございません。8ページですけども、こちらは青い線が用水路で赤い線が排水路です。完全に分かれておりますので、ご覧のと通りの経路です。

山本委員

一つの例で言うと、8ページの図面右側で用水路が右から左に来ている。けども排水路が来ていないが大丈夫ですか、どうですかということを知っている。

米子市農委
事務局

米子市農業委員会 [REDACTED]。よろしくお願いたします。8ページの図面ですが赤い線の排水路は3m位の幅があり大きなものですが、これにすべての排水を落とすようになっていっています。また、申請地の付け替え分の排水路について、図面に記載していませんでした。すみませんでした。

山本委員

現地調査でも確認されたということなので、分かりました。

小林議長

それでは先程の分離槽の説明をお願いします。

米子市農委
事務局

失礼いたします。見ていただいている図面ですが、分離槽ですが3つのブロックに分かれており、そこそれぞれのところで油を止めてというものでございまして、構造としては下の方から出てきてと理解しております。

小林議長

この分離槽はスタンドのものと似ている形のものですか。

米子市農委 事務局	はい、一般的な油水分離槽であるということで聞いております。
小林議長	中村委員いかがでしょうか。
中村委員	はい、この平面図を見てこれでいいと思いますが、この面積に見合う分離槽であると理解すれば良いのですか。
米子市農委 事務局	そうです。今確認中ですが、規模に見合うものだと伺っております。
中村委員	もし流出ということになれば、下流域で大変なことになるので是非監視をお願いします。
小林議長	他にご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)
小林議長	それでは、お諮りします。この5条案件について、異議なしとしてよろしいでしょうか。 賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
小林議長	ありがとうございました。それでは異議なしといたします。
7 情報提供 小林議長	(詳細省略)
8 その他 議長 事務局 (倉益)	その他として皆さんから何かございますか。 (次回開催日と理事会の開催のお知らせ)
9 閉会 議長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。